

## 船舶事故調査報告書

平成28年10月27日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成27年12月25日 08時32分ごろ
発生場所	秋田県八峰町八森漁港 八森港西防波堤灯台から真方位359°320m付近 （概位 北緯40°22.6′ 東経140°00.0′）
事故の概要	漁船 <sup>げんしんたじま</sup> 玄辰但馬丸は、着岸作業中、岸壁に衝突した。 玄辰但馬丸は、甲板員1人が負傷し、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、岸壁のコンクリートに擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 玄辰但馬丸、32トン 126622、有限会社但馬漁業 21.83m×4.50m×2.20m、FRP ディーゼル機関、345kW、昭和58年9月27日
乗組員等に関する情報	船長 男性 39歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成19年9月19日 免状交付年月日 平成24年8月22日 免状有効期間満了日 平成29年9月18日 甲板員 男性 56歳 海技免状等 なし
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	本船 右舷船首部外板に擦過傷 岸壁 コンクリートに擦過傷
気象・海象	気象：天気 みぞれ、風向 北北西、風力 6、視程 約50m 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期 八峰町には、12月25日02時34分に風雪注意報及び雷注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長及び甲板員ほか2人が乗り組み、燃料油及び氷を積載する目的で、八森漁港の港奥の係留場所から南東方に位置する同漁港内の給油施設付近の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に移動するこ

	<p>ととした。</p> <p>本船は、平成27年12月25日08時25分ごろ係留場所を離岸し、本件岸壁に右舷着けする予定で、一旦本件岸壁前面を通過して反転した後、本件岸壁に向けて約2～3ノットの対地速力で接近した。</p> <p>船長は、本件岸壁に右舷着けしていた僚船の船首方に着岸するつもりで、船首と本件岸壁までの距離が約50mであることを目測して機関を中立とし、本件岸壁の岸壁線と約20°の進入角度で接近していたところ、みぞれが降り出した上に北北西風が強くなるのを認めた。</p> <p>船長は、着岸作業を中止しようと考えたものの、行きあしを止めると北北西風で本件岸壁に着岸している僚船に向けて圧流されるのではないかと思い、同作業を続行することとした。</p> <p>船長は、本件岸壁に接近すると右舷船首方が死角となって同岸壁が見えなくなるので、旋回窓を作動させて操舵室中央の窓を開けた後、船首配置の甲板員に同岸壁に接近したら合図を出すよう指示した。</p> <p>甲板員は、係留索を持って右舷船首部のブルワークの水平スチフナ上に立ち、本件岸壁と船首との距離が約2～3mになった時点で、左手をあげて合図を出そうと本件岸壁への接近状況を見ていたところ、船首方から突風を受け、身体が後方によろめいて船首楼甲板に下りた。</p> <p>本船は、甲板員が、再度水平スチフナに上がり、本件岸壁との距離を確認しようと左手でブルワーク上のハンドレールをつかんで船外に身体を乗り出したところ、08時32分ごろ右舷船首部が本件岸壁に衝突した。</p> <p>甲板員は、衝突の衝撃でハンドレールを越えて本件岸壁上に転落した。</p> <p>船長は、停船させた後、操舵室を出て甲板員が本件岸壁上に転落しているのを認め、綱取り作業を行おうと本件岸壁上にいた乗組員に甲板員の負傷状況を確認するよう指示し、本船の係留作業を終えた後、所属する漁業協同組合に行き、救急車の要請を依頼した。</p> <p>甲板員は、救急車で病院に搬送され、第1腰椎破裂骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 右舷船首部のブルワークの状況、写真2 操舵室中央の窓から見た右舷船首部のブルワークの状況 参照)</p>
その他の事項	<p>船長は、乗組員を08時00分ごろ係留場所に集合させ、すぐに本船を移動させる予定であったところ、風速が約10m/sであったので、本船を離岸させるのを控えていたが、08時20分ごろ風速が約5～6m/sになったので、本船を移動させることとした。</p> <p>本船は、右舷船首部のブルワークの水平スチフナから同ブルワーク上のハンドレールまでの高さが約0.65mであり、水平スチフナの</p>

	<p>幅が約0.38mである。</p> <p>本船の右舷船首部のブルワーク上のハンドレールから本件岸壁上面までの高さは目測で約2～2.5mである。</p> <p>甲板員の身長は、約174cmである。</p> <p>船長は、右舷着けする場合、岸壁と右舷船首との距離が約2～3mになった時点で、左舵約10°を取って機関を後進にかけ、行きあしを止めた後、係留索を岸壁のビットに掛けるよう指示していた。</p> <p>船長は、本船を八森漁港内で移動させる際、ふだんから着岸作業に慣れた甲板員を船首配置につけて着岸操船をしており、本事故当時、甲板員からの合図を待っていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、八森漁港内において、風力6の北北西風が吹き、視程が約50mの状況下、船長が、船首配置の甲板員の合図を頼りに本件岸壁に接近中、甲板員が一時的に合図を送れない状況となったことから、船長が機関を後進にかけるとき機を失し、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、船首部のブルワークの水平スチフナ上に立ち、本件岸壁への接近状況を見ていたところ、船首方から突風を受け、身体が後方によろめいて船首楼甲板に下りたことから、一時的に本件岸壁と船首との距離が目測できず、合図が送れない状況となったものと考えられる。</p> <p>甲板員は、船首楼甲板から水平スチフナに上がり、本件岸壁との距離を確認しようと舷外に身体を乗り出したことから、本船が本件岸壁に衝突した際の衝撃で本件岸壁上に転落し、負傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、八森漁港内において、風力6の北北西風が吹き、視程が約50mの状況下、船長が、船首配置の甲板員の合図を頼りに本件岸壁に接近中、甲板員が一時的に合図を送れない状況となったため、船長が機関を後進にかけるとき機を失し、本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、岸壁への接近状況に不安を感じた場合は、一旦、停船させること。</li> <li>・舷外に身体の一部を出すときは、バランスを崩して転落しないように注意すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



国土地理院 電子国土Webシステム使用

写真1 右舷船首部のブルワークの状況



甲板員が立っていた  
場所

ブルワークの  
水平スチフナ

写真2 操舵室中央の窓から見た右舷船首部のブルワークの状況

